

# (介護予防) 短期入所生活介護 メディカルガーデン松阪 運営規程

(事業の目的)

第1条 メディカルガーデン志摩株式会社が開設するメディカルガーデン松阪(以下「事業所」という。)が行う指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、医師、栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の従業者(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な(介護予防)短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の状態等を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、要介護者の心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたって、事業所の生活相談員等は要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 メディカルガーデン松阪
- 二 所在地 三重県松阪市大津町 849 番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。(介護予防も合算して表記する)

- 一 管理者 1名(常勤兼務)  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 従業者
  - 医師 1名(非常勤専従)
  - 生活相談員 1名(常勤専従)以上
  - 看護職員 3名以上(うち常勤1名以上)

機能訓練指導員 1名（看護職員を兼務）以上  
介護職員 7名（うち常勤1名以上 他は常勤換算）以上  
栄養士 1名

従業者は、指定（介護予防）短期入所生活介護の提供を行う。

三 その他

事務員 1名

（利用定員）

第5条 指定（介護予防）短期入所生活介護の利用定員は次のとおりとする。

一 単独型（従来型個室） 20名

（短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料等）

第6条 事業の内容は次のとおりとし、指定（介護予防）短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定（介護予防）短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割あるいは3割の額とする。

- 一 入浴、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話
- 二 日常生活動作の機能訓練
- 三 健康チェック
- 四 送迎

2 第8条における通常の事業の実施地域を越えて行う指定短期入所生活介護に要した送迎の費用は、実施地域を越えた地点から自宅までについて、次の額を徴収する。

一 実施地域を越えた地点から、片道1キロメートルにつき30円を徴収する。

3 その他の費用

事業所は前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受ける事ができる。なお、滞在費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合は、その認定証に記載された金額と事業所設定金額とのどちらか低い額とする。

- ① 滞在費 従来型個室 2,650円（20室）（1日あたり）
- ② 食費 朝食320円、昼食630円、おやつ50円、夕食630円 合計1,630円（1日あたり）
- ③ 「お手軽セット」・委託洗濯費については実費とする

4 事業所は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

5 事業所は、前項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容及び費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付することとする。

6 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明

をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

第7条 生活相談員等は、（介護予防）短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、松阪市、津市、明和町、多気町、玉城町、度会町、伊勢市の区域とする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第9条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- 一 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- 二 入所中の生活においては「重要事項説明書」に示す規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
- 三 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

（非常災害対策）

第10条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

（虐待防止のための措置）

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待を防止するための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 二 虐待を防止するための指針の整備
- 三 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

（身体的拘束の廃止）

第12条 事業所は、入所者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただ

し、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（業務継続計画の策定等）

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営についての留意事項）

第14

条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後3カ月以内

二 継続研修 年2回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業主：メディカルガーデン志摩株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年11月1日から施行する。

この規程は、平成25年5月1日から施行する。

この規定は、平成25年11月1日から施行する。  
この規定は、平成26年4月1日から施行する。  
この規定は、平成26年9月1日から施行する。  
この規定は、平成26年10月19日から施行する。  
この規定は、平成26年10月21日から施行する。  
この規定は、平成26年12月1日から施行する。  
この規定は、平成27年8月1日から施行する。  
この規定は、平成27年9月5日から施行する。  
この規定は、平成28年3月1日から施行する。  
この規定は、平成28年3月25日から施行する。  
この規定は、平成28年4月1日から施行する。  
この規定は、平成28年7月5日から施行する。  
この規定は、平成28年7月27日から施行する。  
この規定は、平成28年10月21日から施行する。  
この規定は、平成29年2月1日から施行する。  
この規定は、平成29年4月1日から施行する。  
この規定は、令和4年10月3日から施行する。  
この規定は、令和5年9月10日から施行する。  
この規定は、令和6年3月26日から施行する。